

第 21 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会会議録

平成 27 年 7 月 24 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第21回 高知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
臨時議長の紹介	4
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議員の辞職の報告	4
議事日程の報告	5
新議員の仮議席の指定	5
議長の選挙	5
議長就任あいさつ	6
新議員の議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	7
副議長就任あいさつ	8
提出議案の上程及び提案理由説明	9
第7号議案の審議の宣告及び採決	10
副広域連合長のあいさつ	11
第8号議案の審議の宣告及び採決	12
代表監査委員のあいさつ	13
第9号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	14
第9号議案の質疑、討論、採決	15
第10号議案の審議の宣告	16
事務局長の議案概要説明	16
第10号議案の質疑、討論、採決	17
高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙	18
広域連合長の閉会挨拶	20
閉会の宣告	20

資 料

議案の送付について	21
議決一覧	22

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成27年7月高知県後期高齢者医療広域連合議会第21回臨時会を次のとおり招集する。

平成27年7月10日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成27年7月24日（金）
午後2時
- 2 場 所 高知市丸ノ内2丁目1-10
高知城ホール
2階 大会議室

議 員 席 次

- | | | | | | |
|------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板原 啓文 君 | 2 番 | 池田 洋光 君 | 3 番 | 戸梶 眞幸 君 |
| 4 番 | 尾原 進一 君 | 5 番 | 中田 勝利 君 | 6 番 | 竹村 邦夫 君 |
| 7 番 | 村田 秀作 君 | 8 番 | 佐藤 徳治 君 | 9 番 | 中平 順三 君 |
| 10 番 | 橋本 保 君 | | | | |
-

議 事 日 程

平成27年 7月24日 午後2時開議

- 第1 新議員の仮議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 新議員の議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 副議長選挙
- 第7 提出議案の提案理由説明
- 第8 第7号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第9 第8号議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第10 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第11 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案
- 第12 高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員選挙について

出席議員

3番 戸梶 眞幸 君 4番 尾原 進一 君 5番 中田 勝利 君
6番 竹村 邦夫 君 7番 村田 秀作 君 8番 佐藤 徳治 君
9番 中平 順三 君 10番 橋本 保 君

欠席議員

1番 板原 啓文 君 2番 池田 洋光 君

説明のために出席した者

広域連合長 岡崎 誠也 君
副広域連合長 岩崎 憲郎 君 橋詰 壽人 君
代表監査委員 本 雅史 君
会計管理者 佐竹 真紀 君
事務局長 山中 宗司 君

議会事務局職員出席者

事務局次長 松田 由紀 君
書記 岡林 智也 君 多田 大祐 君 西村 琴美 君

広域連合事務局職員出席者

事業課長 小川 幹夫 君
事業課課長補佐 大原 章 君 石元 幸司 君
事業課係長 公文 浩司 君

◎臨時議長の紹介

- 議会事務局書記（松田由紀君） 議会事務局の松田でございます。開会の前にご報告いたします。

本日の臨時会は、前議長の山根堂宏議員、及び前副議長の木下清議員が任期満了となられたことから現在、議長・副議長ともに欠員の状態でございます。

こうした状況にありますので、地方自治法第107条の規定に基づきまして、本日の会議の臨時議長を、ご出席いただいております議員の中で、年長の議員でいらっしゃる尾原進一議員にお願いすることといたします。

それでは尾原議員、よろしくお願いいたします。

- 臨時議長（尾原進一君） 臨時議長を務めることとなりました尾原進一でございます。

地方自治法第107条の規定により、新議長が選出されますまでの間、臨時の議長として議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

- 臨時議長（尾原進一君） それでは、ただいまより、平成27年7月高知県後期高齢者医療広域連合議会第21回臨時会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後1時59分 開会

◎欠席議員の報告

- 臨時議長（尾原進一君） まず、欠席議員の報告を行います。

本日、板原啓文議員及び池田洋光議員から、欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

◎議員の辞職の報告

- 臨時議長（尾原進一君） つづきまして、議員の辞職の報告であります。

本年4月13日に岩崎憲郎議員及び塩田始議員より辞職届が提出されましたので、地方自治法第292条において準用する同法第126条の規定により、それぞれ4月20日をもって辞職許可がなされましたことを、ご報告いたします。

また、都築正光議員が3月5日に、木下清議員、村田秀作議員、朝倉慧議員が4月30日に、山根堂宏議員が5月1日にそれぞれ任期満了となられ、当広域連合議会議員を辞職されておりますので、あわせてご報告いたします。

◎議事日程の報告

- 臨時議長（尾原進一君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 臨時議長（尾原進一君） ご異議なしと、認めます。
よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。
-

◎新議員の仮議席の指定

- 臨時議長（尾原進一君） これより日程に入ります。
まず、日程の第1、新議員の仮議席の指定を行います。
このたびの高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙により、町村長区分では、中土佐町長の池田洋光議員、日高村長の戸梶眞幸議員、市議会議員区分では、高知市議会の竹村邦夫議員が当選されたことにより、また、町村議会議員区分では、田野町議会の村田秀作議員、大豊町議会の佐藤徳治議員、大月町議会の中平順三議員、四万十町議会の橋本保議員の4名の方が当選をされたことにより、それぞれ新議員となられております。
仮議席は、議会会議規則第3条に基づき、ただいま、ご着席の議席と指定いたします。
-

◎議長の選挙

- 臨時議長（尾原進一君） つづきまして、日程第2、議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 臨時議長（尾原進一君） ご異議ないものと、認めます。
よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。
- 臨時議長（尾原進一君） ここで、お諮りいたします。
指名の方法につきましては、臨時議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（尾原進一君） ご異議なしと、認めます。

よって、臨時議長において、指名することに決定いたしました。

高知県後期高齢者医療広域連合議会議長に、竹村邦夫議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました竹村邦夫議員を、当広域連合議会議長選挙の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（尾原進一君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹村邦夫議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました竹村邦夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

◎議長就任あいさつ

○臨時議長（尾原進一君） それでは、議長に当選されました竹村邦夫議員のご挨拶があります。

○竹村邦夫君 高知市議会の竹村でございます。

ただいま、議員の皆様方のご同意をいただきまして、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議長に就任させていただくこととなりました。皆様方に厚く御礼を申し上げます。

現在進められている医療保険制度の大きな改革の中で、後期高齢者医療制度につきましても、新たな局面を迎えているのではないかと存じております。

このような時期に、広域連合議会の議長を拝命いたしまして、その職責の重さを痛感するとともに、この医療保険制度を安定かつ、円滑に運営していけますよう、議員皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りまして、広域連合の執行部と協力し、この大役を努めてまいる所存でございます。どうか皆様よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、議長就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございます。

○臨時議長（尾原進一君） それでは、以上をもちまして、臨時議長の職務を終了し、議長と交代いたします。

皆様のご協力に感謝をいたします。

竹村議長、議長席にお着き願います。

午後 2 時 6 分

◎休憩の宣言

○臨時議長（尾原進一君） 暫時、休憩といたします。

午後 2 時 6 分

◎再開の宣言

○議長（竹村邦夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎新議員の議席の指定

○議長（竹村邦夫君） 次に、日程第 3、新議員の議席の指定を行います。

議席は、議会会議規則第 3 条の規定により、議長が定めることとなっております。

新議員の議席は、ただいま、ご着席の議席に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹村邦夫君） 次に、日程の第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第 89 条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、5 番中田勝利議員、8 番佐藤徳治議員のお二人の方をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程の第 5、会期の決定について、議会会議規則第 4 条の規定により、お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日、7 月 24 日の 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと認め、本日 1 日と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（竹村邦夫君） これより、日程の第 6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、お諮りいたします。

地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づく指名推選の方法で行いたいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

○議長（竹村邦夫君） ここで、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長には、村田秀作議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました村田秀作議員を当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、村田秀作議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました村田秀作議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

◎副議長就任あいさつ

○議長（竹村邦夫君） それでは、村田秀作議員のご挨拶があります。

○村田秀作君 みなさん、こんにちは。

田野町議会の村田でございます。

ただいま、議員の皆様方のご同意を頂戴いたしまして、高知県後期高齢者医療広域連合議会の副議長に就任させていただくことになりまして、皆様方には厚くお礼を申し上げます。

当広域連合議会におきまして、後期高齢者医療制度の安定した、適正で円滑な運営に向け、しっかりと竹村議長を支えてまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。また、まことに簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより日程の第7、提出議案の提案理由説明に入ります。

第7号議案から第10号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、第21回高知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ち、後期高齢者医療制度を含めた医療保険制度改革について、国の動向等を含めまして申し上げます。

医療保険制度改革に関する改正法案につきましては、去る5月27日に参議院で可決され成立いたしました。

今回の国民健康保険制度の大改革によりまして、平成30年度から、医療計画や医療費適正化計画を策定し、実行する権限を持つ都道府県が国保運営の中心的な役割を担うこととなり、医療と保険がセットになった総合的な施策の展開が可能になります。

併せて、極めて厳しい状況にある国保財政について、財政支援が一層拡充されることとなり、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入によって軽減される国費のうち、1,700億円を、新たに国保に投入することにより、財政基盤の一層の強化が図られることを期待しています。

後期高齢者医療制度については、安定した制度運営が可能となるように国保改革の実施状況などを踏まえて、今後検討されていくものと考えますが、増大する医療費の適正化や、保険料軽減特例の見直しなど、大きな課題もありますので、今後の国の動向を十分に注視しながら、高齢者の方々が必要な医療を適切に受けられるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会等とも連携し、国に対して積極的に意見を述べてまいります。

それでは以下、議案について説明を申し上げます。

今回提案しました議案は、人事議案2件、条例議案1件、その他の議案1件であります。

第7号議案の副広域連合長の選任同意議案につきましては、これまで副連合長をお勤めいただきました、有岡正幹氏から7月10日付けで辞職願が提出されましたので、新たに岩崎憲郎氏を選任することについて、ご同意を求めるものであり

ます。

岩崎氏は、大豊町長として現在3期目を務められており、今年2月からは高知県町村会の会長としてご活躍されておりますので、副広域連合長として適任であると確信しております。

次に、第8号議案の監査委員の選任同意につきましては、当広域連合規約第16条の規定に基づきまして、7月25日をもちまして任期満了を迎えられます。本雅史氏の再任と、これまで監査委員をお努めいただきました村田秀作議員が4月30日をもって任期満了となられましたので、新たに橋本保議員を選任することについてご同意を求めるものであります。

本雅史氏は、元高知市監査委員事務局長であり、財産管理をはじめとする行政運営に関して優れた識見を有しておられ、平成19年2月の当広域連合設立以来、代表監査委員としてご活躍いただいているところであり、引き続き代表監査委員として適任であると確信しております。

橋本保議員は、四万十町議会議員として現在6期目を務められており、現在は四万十町議会議長としてご活躍されており、卓越した識見を有しておられ、監査委員として適任であると確信しております。

第9号議案につきましては、平成25年5月に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定の趣旨を踏まえ、後期高齢者医療広域連合が保有することとなる個人番号を含む個人情報の取扱いや、開示請求に対応するため、個人情報保護条例の一部を改正するものです。

条例改正の主な内容は、個人番号を含む個人情報を特定個人情報として定義付け、目的外利用や外部提供が必要な場合について、通常の個人情報よりも厳格に制限するための条例整備を行うとともに、特定個人情報の開示等の請求については、社会保険労務士や税理士等への委任による代理人請求が可能となるように規定するものです。

第10号議案の高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案につきましては、低所得者に対する被保険者均等割軽減拡大のための判定所得の引き上げについて、国の高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、御承認をお願いするものです。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いいたします。

◎第7号議案の審議の宣告及び採決

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより日程の第8、第7号議案、高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について議題といたします。

○議長（竹村邦夫君） 本議題は、7月10日付けで有岡正幹氏から辞職願が提出されたことに伴いまして、新たな副広域連合長の選任を行うもので、書記の朗読は省略いたします。

○議長（竹村邦夫君） 副広域連合長につきましては、岩崎憲郎大豊町長を選任することに、同意を求めるものであります。

○議長（竹村邦夫君） では、お諮りいたします。

第7号議案につきましては、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、これより、第7号議案につきましては、これに同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

○議長（竹村邦夫君） よって、第7号議案は、原案に同意することに決定いたしました。

午後2時18分

◎休憩の宣告

○議長（竹村邦夫君） 暫時、休憩といたします。

午後2時18分

◎再開の宣告

○議長（竹村邦夫君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎副広域連合長のあいさつ

○議長（竹村邦夫君） ただいま選任されました、岩崎憲郎副広域連合長のご挨拶があります。

○副広域連合長（岩崎憲郎君） 失礼をいたします。

大豊町の岩崎でございます。

就任にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方のご推挙によりまして広域の副連合長に選任をいただきました。誠にありがとうございました。身の引き締まる思いでございます。

この上は、広域連合の基本でございます、後期高齢者医療につきまして、被保険者視点に立った制度の運営を通じまして、広域連合の健全な運営を目指しまして、その職責を果たしてまいりたいと、このように考えている次第でございます。

皆様方には、よろしくご指導賜りますとともに、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

午後 2 時 2 0 分

◎休憩の宣告

○議長（竹村邦夫君） 暫時、休憩といたします。

午後 2 時 2 1 分

◎再開の宣告

○議長（竹村邦夫君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎第 8 号議案の審議の宣告及び採決

○議長（竹村邦夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（竹村邦夫君） 本議題は、代表監査委員であります、本雅史氏が 7 月 25 日に任期が満了すること並びに、議会選出の監査委員でありました、村田秀作議員が 4 月 30 日に任期満了により、議員を退任されたことに伴いまして、新たな監査委員の 2 名の選任を行うもので、書記の朗読は省略いたします。

○議長（竹村邦夫君） 代表監査委員につきましては、本雅史氏、議会選出の監査委員につきましては、橋本保議員を選任することに、同意を求めるものであります。

○議長（竹村邦夫君） では、お諮りいたします。

第 8 号議案につきましては、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと認めます。
よって、これより、第8号議案を採決いたします。

○議長（竹村邦夫君） 第8号議案については、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

○議長（竹村邦夫君） よって、第8号議案は、原案に同意することに決定いたしました。

午後2時22分

◎休憩の宣告

○議長（竹村邦夫君） 暫時、休憩といたします。

午後2時23分

◎再開の宣告

○議長（竹村邦夫君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎代表監査委員のあいさつ

○議長（竹村邦夫君） ただいま選任されました 本雅史代表監査委員のご挨拶があります。

○代表監査委員（ 本雅史君） ただいま、監査委員として選任を賜りました 本でございます。

後期高齢者医療制度は、高齢者が対象であること、また予算額が大きく制度が複雑であることから、監査委員としての職責の重さを常に感じているところでございます。今後とも、引き続き当広域連合の公正で効率的な運営のため、この職責をまい進してまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎第9号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） 続きまして、日程の第10、第9号議案、高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（竹村邦夫君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。事務局は着席したままで、説明をお願いいたします。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） はい、それでは説明させていただきます。

第9号議案高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案について、ご説明いたします。

第21回臨時会議案及び説明書の3ページと、臨時会説明資料の同じく3ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行により、すべての国民にマイナンバーが付番され、社会保障、税、災害対策の分野においての国民の利便性向上と、行政運営の効率化を図る仕組みが創設されました。

これによりこの10月からマイナンバーが通知され、28年1月からマイナンバーの利用が始まる予定となっているところでございますが、このマイナンバーを含む個人情報を、特定個人情報と言いまして、マイナンバー法では従来の個人情報よりも厳格な保護措置が講ぜられております。

説明資料の3ページの図にありますように、マイナンバー法では、特定個人情報の保護措置を定める方法として、一般法たる個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の規定を読み替えるという規定を設けておりますが、私ども地方公共団体につきましては、31条において、マイナンバー法同様の個人情報の保護措置を講ずることが求められ、この趣旨を踏まえ、当広域連合の個人情報保護条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、説明資料の4ページ以下に記載しておりますが、まず定義関係といたしまして、特定個人情報、情報提供等記録等を規定します。特定個人情報とは、マイナンバーをその内容に含む個人情報を言いまして、情報提供等記録とは、特定個人情報の照会・提供を行った際に、システムに保存される情報照会者及び提供者の名称、いつ、どんな情報を照会・提供したかという記録のことで、情報連携が開始される時点、現在のところ平成29年から保存されることとなります。

そのほかの改正につきましては、その下に表にしておりますが、目的外利用につきましては、マイナンバー法では、特定個人情報は通常の個人情報より、厳格に目的外利用が許容される例外事由を限定しておりますので、第7条では、現行の個人情報から特定個人情報を除き、第7条の2を新設して、特定個人情報の目的外利用について定め、さらに情報提供等記録につきましては、利用目的以外の

目的での利用は想定されないので、第7条の2でも除くという改正をいたします。②の外部提供の制限につきましては、特定個人情報を外部提供できるのはマイナンバー法19条のみの場合に限られておりますので、条例でも法19条の各号のみに制限するために、第8条の2を新設いたします。

そのほか、⑤の開示・訂正請求者についてでございますが、特定個人情報を利用できる分野は、社会保障、税、災害対策ですので、現行の本人と法定代理人のみならず、任意の代理人につきましても開示請求を認める必要がございます。例えば、社会保険労務士や、税理士等への委任による代理人請求が可能となるように規定する必要がございますので、任意の代理人を加えるように改正いたします。

このように、マイナンバー法の趣旨を踏まえまして、特定個人情報と情報提供等記録の適正な取扱いが確保されるように、関係する条項を改正するものでございます。

施行期日につきましては、説明資料3ページの下にありますように、個人番号の付番、通知の開始日等の施行日の平成27年10月5日に合せますが、情報提供ネットワークシステムによる情報提供につきましては、マイナンバー法附則1条5号により政令で定める日となっておりますので、条例でも情報提供等記録に関する規定は、マイナンバー法附則1条5号に定める日としております。

なお、このナンバー制度の導入により、情報漏えい等のリスク対策のために、個人情報の保護措置といたしまして、特定個人情報保護評価という制度が義務付けられております。この制度は、すべての地方公共団体で実施されますが、特定個人情報保護ファイルを保有しようとする場合、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものでございます。その内容を記載した評価書につきましては、住人の意見を聴いた後、第三者による点検を行うとされておりまして、当広域連合でもパブリックコメントを行い、その後先週7月16日に、個人情報保護審査会により第三者点検を実施したところでございます。近々、この保護評価書を国の特定個人情報保護委員会に提出し、公表することとなっております。

個人情報保護条例の一部改正につきましては、以上でございます。

◎第9議案の質疑、討論、採決

- 議長（竹村邦夫君） それでは、これより質疑を行います。
質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（竹村邦夫君） これにて、質疑は終了いたします。
- 議長（竹村邦夫君） つづきまして、第9号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 無いようでございます。討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第9号議案、高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

第9号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員でございます。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第10号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程の第11、第10号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を一部改正する条例の専決処分の承認議案を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（竹村邦夫君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） はい、それでは専決処分の承認について説明させていただきます。

第21回臨時会議案及び説明書の5ページと臨時会説明資料の27ページをお願いいたします。

国の平成27年度の保険料の軽減措置拡大に係る所得判定基準の見直しによりまして、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について、一部改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令におきましては、低所得者に対する保

険料負担の軽減のため、世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が一定額以下の場合には、保険料の均等割額について 7 割、5 割又は 2 割の軽減措置を行っております。

このうち 5 割及び 2 割軽減の拡大につきまして、消費者物価の伸びを考慮し、所得判定の基準のうち、被保険者数に乗ずる金額を 5 割軽減につきましては、24 万 5,000 円から 26 万円に、2 割軽減につきましては、45 万円から 47 万円に改正したものでございます。

政令の改正が平成 27 年 2 月 27 日の第 20 回定例会後の、平成 27 年 3 月 4 日で行ってまいり、政令の施行期日である 27 年 4 月 1 日までに本条例を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

専決処分の承認議案につきましては、以上でございます。

◎第10議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ありがとうございます。これにて、質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第10号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第10号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を一部改正する条例の専決処分の承認議案を採決いたします。

第10号議案について、専決処分を承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第10号議案は、専決処分を承認することに決定いたしました。

◎高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（竹村邦夫君） 次に、日程の第12、高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

選挙の方法につきまして、お諮りいたします。

地方自治法第118条第2項の規定に基づく、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと、認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

○議長（竹村邦夫君） ここで、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において、指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） ご異議ないものと、認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

今から、お手元に候補者の名簿を配布いたします。

〔名簿配布〕

○議長（竹村邦夫君） ただいま、お手元に名簿を配布いたしましたとおり、木藤善治氏、長山育男氏、稲田知江子氏、和田高明氏を指名いたします。

○議長（竹村邦夫君） お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと、認めます。

よって、以上の方々が、高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に当選されました。

○議長（竹村邦夫君） 次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

選挙の方法につきまして、お諮りいたします。

地方自治法第118条第2項の規定に基づく、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと、認めます。
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

○議長（竹村邦夫君） ここで、お諮りいたします。
指名の方法につきましては、議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと、認めます。
よって、議長が指名することに決定いたしました。
今から、お手元に候補者の名簿を配布いたします。

〔名簿配布〕

○議長（竹村邦夫君） ただいま、お手元に名簿を配布しましたとおり、補充の順位1位、山下富男氏、補充の順位第2位山本洋子氏、補充の順位第3位、山中信雄氏、補充の順位第4位、下元敏晴氏を指名いたします。

○議長（竹村邦夫君） お諮りいたします。
これらの方々を、ただいま申し上げました補充の順位をもって、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと、認めます。
よって、以上の方々が、申し上げました補充の順位をもって、高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（竹村邦夫君） 以上をもちまして、本臨時会の議事はすべて終了いたしました。

[広域連合長挙手]

○議長（竹村邦夫君） 岡崎広域連合長、どうぞ。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところをお集まりいただき、熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

国において医療保険制度の改革が進められているところですが、後期高齢者医療制度につきましても、今後増加し続ける高齢者の方々に対して、安定した制度として継続できるように、更なる検討や改善が図られていくものと考えます。

当広域連合としては、高齢者の皆様が適切な医療が受けられ、安心して生活ができる社会が実現できるように、引き続き市町村とも連携し、円滑な制度運営に努めてまいりますので、議員の皆様方の、今後とものご支援をお願い申し上げます。

また、この場をお借りいたしまして、当広域連合議会の議員としてご尽力賜りまして、多大なご指導をいただきました、岩崎憲郎様、塩田始様、山根堂宏様、木下清様、朝倉慧様、都築正光様に心から感謝を申し上げます。

また、ご退任されました前副広域連合長の有岡正幹様には、当広域連合の運営におきまして、多大なるご尽力を賜りましたことに御礼を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、健康にご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（竹村邦夫君） それでは、議事運営にご協力を賜り、誠にありがとうございました。

また、不慣れなことがあり、皆様にご迷惑をおかけいたしましたことに、お謝りいたします。

これもちまして、平成27年7月高知県後期高齢者医療広域連合議会第21回臨時会を閉会いたします。

午後2時42分 閉会

資 料

27 高後広第 305 号
平成 27 年 7 月 2 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議 長 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成27年7月高知県後期高齢者医療広域連合議会第21回臨時会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第7号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第8号議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の承認議案

平成 27 年 7 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 21 回臨時会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
第 7 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	同 意
第 8 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	同 意
第 9 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 10 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案	承 認

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

